

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会会議録

1	会議の名称	富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会
2	開催日時	平成 25 年 7 月 25 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分
3	開催場所	市役所本庁舎 5 階 503 会議室
4	審議等事項	(1) 要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開について (2) 富津市地域防災計画について
5	出席者名	(委員) [出席委員] 高橋恭市 渡邊俊昭 関谷康男 小柴貞雄 磯部健一 深津幸三 高橋正義 宮本良則(代理山下裕隆) 江崎勉 鹿島弘巳 正司富夫 高橋進一 [欠席委員] 白石良造 鹿島嘉高 石井輝之 渡邊明美 小泉とき (事務局) 健康福祉部社会福祉課：島津課長 刈込係長 太田主任主事 赤井主事 総務部防災課：三富課長 以上 5 人
6	公開又は 非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	富津市情報公開条例第 23 条に該当 (理由)
8	傍聴人数	0 人 (定員 10 人)
9	所管課	健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係 電話 0439-80-1258
10	会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

発 言 者	発 言 内 容
刈込係長	<p>(開会)</p> <p>本日は、公私ともにお忙しい中、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から「富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会」をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、本日、白石良造委員、鹿島嘉高委員、石井輝之委員、渡邊明美委員、小泉とき委員の5名が、都合により欠席されておりますが、会議につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第13条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいただいていることから、会議は成立することを申し添えます。</p> <p>また、本会議につきましては、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開することとなっておりますので、会議録の作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>はじめに、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会の開催にあたり、佐久間市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>おはようございます。</p> <p>富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>日頃から皆様方には、市政の推進にあたりまして、ご支援ご協力を賜りますことを厚く御礼申し上げます。</p> <p>富津市要援護者安心ネットワーク支援事業につきましては、ご承知のとおり平成21年度から開始いたしました。このきっかけとなったのは、警察署から孤独死が多くなってきているという話がありまして、これについて、事件なのか事故なのかという判断に大変時間がかかるということでした。このため、平常時での声かけ、安否確認が必要であろうということで、この事業を開始いたしました。</p> <p>それ以前にも、新聞配達や郵便配達を利用し、声かけなどをお願いしてありましたが、これには限界があり、やはり隣近所での声かけ、安否確認をする必要があると考えました。ましてや、災害時での要援</p>

<p>刈込係長</p>	<p>護者の対応につきましては、互助の精神において近所で助け合いをし、安全な所に避難する必要がありますので、現在、民生委員や区長をはじめとした地区社会福祉協議会のご協力をいただきながら、安心ネットワーク事業を進めていっているわけでございます。</p> <p>また、この事業を開始して3年が経過していることから、支援情報の確認調査をし、緊急時に役立てていただける支援情報キットを作成いたしました。この支援情報キットの配付につきましても、地区社会福祉協議会の皆様にご協力をいただいたところでございます。</p> <p>今後も、日頃から近隣同士が気楽に話せるというコミュニケーションを持っていただけるよう、平常時や災害時に安全安心が保てますように事業を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましても、今まで以上にお力をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、市長につきましては、この後所用がございますので、退席させていただきます。</p> <p>(市長退席)</p> <p>つづきまして、本日の会議は、本年度はじめての会議であり、新しく委員になられた方もおられますので、委員の皆様及び事務局を紹介させていただきます。</p> <p>資料1の16ページをご覧ください。協議会委員名簿にしがいて、ご紹介させていただきます。</p> <p>副市長、高橋恭市委員。住民代表、渡邊俊昭委員。同じく、関谷康男委員。民生委員代表、小柴貞雄委員。社会福祉協議会代表、磯部健一委員。高齢者代表、深津幸三委員。障害者関係者代表、高橋正義委員。警察署代表、宮本良則委員代理、山下裕隆様。関係部局職員、江崎勉委員。同じく、鹿島弘巳委員。同じく、正司富夫委員。同じく、高橋進一委員。以上で、委員の紹介を終わります。</p> <p>つづきまして、事務局を紹介いたします。</p> <p>島津社会福祉課長。太田主任主事。赤井主事。三富防災課長。私は</p>
-------------	--

副市長

社会福祉係長の刈込でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本協議会の議事進行につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第12条第2項の規定により、副市長が会長となり、同規則第13条第1項の規定により会長が議長となることとなっております。

会長であります副市長、議長席へお願いいたします。

高橋でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より社会福祉をはじめとした市政全般にわたりまして、ご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日、市社会福祉協議会事業の東日本大震災被災地視察研修に市の職員も参加をさせていただきました。ありがとうございました。

奥松島、石巻市での現地ボランティアガイドの説明を聞きながらの視察研修では、未だ多く積み上げられた瓦礫や避難生活、生活の再建、復旧活動などから、2年を経過した今も残る未曾有の大震災の爪痕を強く感じられたと聞いております。

富津市において、災害発生時に被害を最小限にとどめるには、正確な情報伝達、早期避難の徹底が不可欠であると考えております。そのためには、要援護者安心ネットワーク支援事業をさらに充実、推進していく必要があると考えておりますので、今後とも皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

市民の皆様、そして行政が一体となりまして、ご理解とご協力をいただきながら、富津市全体で力を合わせていかなければならないと考えておりますので、今後とも皆様の変わらぬお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます、会議の冒頭にあたりましてのあいさつと変えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長が議長を務めるということでございますので、これより次第にしたがいまして、議事の進行をさせていただきます。着座にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに議題に入る前に、私から本日の会議の会議録署

	<p>名人を指名させていただきたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
副市長	<p>異議なしといただきましたので、会議録署名人を指名いたします。会議録署名人は住民代表の関谷委員、社会福祉協議会代表の磯部委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、次第4の報告「富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則の一部改正について」を、事務局から説明願います。</p>
刈込係長	<p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、次第4にあります「富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則の一部改正について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>1ページから6ページまでが規則改正後の本文、7ページから12ページまでが規則改正後の様式、13ページから15ページまでが新旧対照表となっております。</p> <p>主な改正内容といたしましては、8ページにあります「富津市要援護者安心ネットワーク支援登録カード」の改正となっております。これは、要援護者となる方が、この様式に記入し、市に提出するわけですが、この様式について、見やすく、また新たな項目を追加するなどしたものです。</p> <p>13ページからの新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。</p> <p>アンダーラインが引いてあります第4条第4項の別記様式の名称変更ですが、これは前項の第3項において、要援護者の登録は、「富津市要援護者支援台帳」に登録するとあることから、別記様式の名称を「支援登録通知書」から「支援台帳登録通知書」に改正するものであります。</p> <p>次に、14ページ中段の「別表」をご覧ください。</p> <p>本改正につきましては、この後、ご説明いたします「富津市要援護者安心ネットワーク支援登録カード」の改正に伴う、支援者への情報</p>

提供の区分の変更でございます。

続きまして、15 ページですが、これは、それぞれの別記様式の改正になります。様式ごとにご説明いたしますので、7 ページをご覧ください。

第4条第1項において規定されている「富津市要援護者安心ネットワーク支援登録カード」の改正についてですが、7 ページが表、8 ページが裏となっております。

まず7ページの表ですが、「支援者」については、規則の第2条第2項において規定されておりますので、このとおり、「社会福祉協議会」を「市社会福祉協議会」に、「警察署」を「富津警察署」に改正するものです。

次に、裏の8ページの様式変更ですが、これは、要援護者及び民生委員等からの意見で、「様式が見つらいことから、記入の仕方がわからない。また、情報が不足している」とのことでした。このことから、「本人情報欄」について、「血液型」を追加し、「日常の生活状況」の区分を3段階から4段階へ変更し、「車いすの利用状況」も追加いたしました。また、下段の「地域情報・地域支援者欄」においては、「避難所」、「津波避難所」を追加し、「避難時に考慮してほしいこと」を記入できるようにしました。

また、この「支援登録カード」の改正に伴い、10 ページにあります第3号様式の「富津市要援護者安心カード」についても、掲載内容を追加するなどの改正をいたしました。

なお、9ページにつきましては、先程ご説明いたしましたが、別記様式の名称を「支援台帳登録通知書」に変更するものです。

次に、11 ページですが、第7条において規定されている「富津市要援護者見守りサポート台帳」についても、見やすくするための改正を行いました。

最後に、12 ページにつきましては、第8条に規定されている「富津市要援護者安心ネットワーク支援登録変更申請書」の改正でございます。本改正は、様式中の文言についてですが、「富津市要援護者安心ネットワーク支援台帳」を第4条第3項において規定されている「支援台帳」に改正するものです。

<p>副市長</p>	<p>以上、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則の一部改正について、ご報告を終わります。</p> <p>それでは、これより次第5の議題に入らせていただきます。</p> <p>(1)「要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>島津課長</p>	<p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、「富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開について」、ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、新しく委員になられた方もおりますので、今までの経過等も含めまして、ご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の概要ですが、資料2の「富津市要援護者安心ネットワーク支援計画」の1ページをご覧くださいと思います。</p> <p>1ページの「背景」にありますように、一人暮らし高齢者や障がい者などのいわゆる要援護者は、地域との関係が希薄になりがちになり、孤独死をはじめとして様々なトラブルに見舞われる危険性が高くなります。また、大規模な地震や異常気象による豪雨災害などが各地で発生しており、これらの災害により最も影響を受けやすいのは、この要援護者と呼ばれる人たちとなっています。</p> <p>富津市では、行政や関係団体だけでなく、地域住民同士の共助・支え合いを基本として、平常時での声かけや安否確認等の見守り支援、富津市地域防災計画との連携を図りながら、災害時における要援護者への情報伝達や避難誘導支援に関するネットワーク支援体制の強化を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して推進しております。</p> <p>概要ですが、平成19年度から富津市要援護者安心ネットワーク支援計画の検討がスタートいたしまして、平成21年6月より11地区の地区社会福祉協議会による要援護者の平常時での声かけや安否確認等の支援事業を開始いたしました。市から提供される支援台帳により</p>

支援計画を作成し、対象者宅を訪問していただき、要援護者の状況を把握した中で、状況の変化及び登録カードの内容等に変更があった場合には支援連絡票が提出され、支援台帳の修正を行っております。また、それに伴いまして新しい支援台帳を提供しております。併せて、登録者本人には安心カードを再度作成し、交付しております。

次に、災害時要援護者支援ですが、災害が発生した場合に、各区や消防団、もしくは自主防災組織に支援を必要とする方々の避難所への避難誘導や安否確認などを行っていただくこととしております。

なお、資料 2 の 4 ページの下から 4 行目にありますように、「登録情報については、本人又は地区社会福祉協議会等からの情報提供により、随時市が行うこととし、大規模な更新をおおむね 3 年で行うものとします。」となっており、事業開始から 3 年が経過いたしましたので、昨年 11 月に登録者に登録情報についての確認調査を実施いたしました。

この調査の状況ですが、平常時及び災害時支援希望者 804 人、平常時のみ支援希望者 4 人、合計 808 人については、平常時見守り支援時に地区社会福祉協議会に調査をお願いし、災害時のみ支援希望者 1,286 人については、郵送により調査いたしました。

調査総数 2,094 人に対しまして、1,730 人の方に回答をいただいております。災害時のみ支援希望者には、登録内容にも変更が多く、また施設等に入所されている方が多くいらっしゃいました。今後、変更等のある方についての届出について周知を図っていきたいと考えております。

次に、資料 3 の「富津市要援護者安心ネットワーク支援情報キットの配付について」をご覧ください。

先程の調査後の情報を入れました「支援情報キット」を作成いたしまして、緊急時に迅速な対応ができるよう配付いたしました。配付につきましては、平常時支援希望者については、見守り支援時に地区社会福祉協議会をお願いし、災害時のみ支援希望者については、健康福祉部職員で配付を行いました。

また、区長、消防署及び消防団等にも配付についての周知をいたしております。あつてはならないことですが、災害発生時に支援情報キ

ットを使用し、緊急時の連絡先の方に連絡を取ることもできました。
次に、資料4をご覧くださいと思います。

富津市要援護者安心ネットワーク支援事業登録者数について、ご説明いたします。平成25年7月1日現在の登録者数になりますが、全体で1,987人、うち平常時及び災害時支援希望者が777人、平常時のみ支援希望者が4人、災害時のみ支援希望者が1,206人となっております。

内訳といたしましては、一人暮らし高齢者765人、高齢者のみの世帯941人、介護認定者46人、障がい者225人、その他10人となっております。その他につきましては、難病患者等となっております。全体の登録者数は平成24年11月の調査時点と比較しますと、107人の減となっております。これは、調査により、施設入所していた方が74名いたことによるものが大きな原因となっております。

また、地域支援者の登録につきましては、4割弱の人が決まっていない状況となっております。この地域支援者を全て確保できるよう、関係団体等に協力をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、先月の6月に820名の新規対象者につきまして、登録のご案内を郵送しております。これは、地区社会協議会等にもご協力をいただいているところです。参考に、昨年度は659名の新規対象者に登録のご案内を郵送し、84名の方の登録がありました。

また、昨年度の支援協議会での意見で、民生委員としての日頃の活動の中で65歳以上の高齢者との関わりがあるので、新規対象者名簿を提供してもらえないかという提案がありました。ご意見のありました新規対象者名簿につきましては、7月の民生委員児童委員定例会にて提供させていただいております。今後、既に65歳を過ぎてしまっている方に対しても、新規登録のご案内を11月から12月頃に郵送する予定で準備を進めております。

今後の事業展開につきましては、資料5の「日常の生活状況」をご覧ください。

登録者全体で、「1. 介助なしで、一人で外出できる」1,550人。「2. 外出する場合、一部介助が必要である」233人。「3. 外出する場合、全面介助が必要である」146人。「4. 寝たきり」37人。「5. 不明」21

	<p>人。車いす利用者は、72人となっております。</p> <p>これらの方の中には自力で避難できないと思われる方が、「3」と「4」で183人おります。地域支援者は113人で、61.7%となっております。4割弱の方について地域支援者がおりませんので、避難誘導支援につきましては、地域防災計画を見直していく中で、防災課や協議会委員の皆様と協議いたしまして、決めていきたいと思っております。</p> <p>また、先程の規則改正の説明のとおり、富津市要援護者安心カードの内容も改正され、12月1日で民生委員の一斉改選もありますので、登録者全員に安心カードを作成し、配付をしたいと考えております。</p> <p>日頃から、災害に備え防災に対する意識を根付かせ、まずは自助、自分の身をいかにして守るかという住民一人ひとりの危機管理意識を啓発し、次に共助、地域におけるネットワークづくり、消防団等との連携、避難訓練を実施し、最後に公助、行政の支援により地域の安心・安全体制の強化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>資料6につきましては、平成19年度から現在までの経過を説明したものでございます。</p> <p>以上で、「要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開について」のご説明を終わらせていただきます。</p>
副市長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、事務局の説明のとおり、今後の事業展開について承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
副市長	<p>ご異議ないものと認め、要援護者安心ネットワーク支援事業の今後の事業展開について承認するものといたします。</p> <p>つづきまして、(2)「富津市地域防災計画について」を議題といたします。</p> <p>防災課の説明を求めます。</p>

三富課長

防災課の三富と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは富津市地域防災計画につきまして、説明させていただきます。着座にて失礼します。

本日は、地域防災計画の資料につきましては、配付しておりませんでしたので、私からの説明をお聞き願ひしたいと思います。

地域防災計画につきましては、皆様もご存知のとおり、あらゆる災害に対する災害対策、災害対応を災害対策基本法の規定により、富津市が策定した基本的な計画でございます。富津市では、昭和 50 年に初版を策定し、定期的な見直しを行ってまいりました。

現在の計画は、平成 21 年 3 月に本市に大きな影響を及ぼすとされており、三浦半島群地震のケースを想定しております。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、本市におきましても津波浸水等の被害をもたらしただけでなく、防災対策に係る様々な課題が浮き彫りになりました。このため、これらの課題に対応した対策の見直しや初動体制を確立するため、現在見直し作業を進め、来年の 3 月には新しい計画ができる予定であります。

それでは、現行の地域防災計画での富津市要援護者安心ネットワーク支援計画の位置づけにつきまして、説明させていただきます。

安心ネットワーク支援計画につきましては、地域防災計画の災害予防計画におきまして、災害時要援護者対応計画に位置づけさせていただいております。災害から高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児などの災害時要援護者を守るための計画であり、国が作成しました「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」と、千葉県が作成しました「震災時における避難所運営の手引き」に基づきまして、富津市要援護者安心ネットワーク支援計画との整合性を図りながら、実効性のある支援を行う計画でございます。災害時要援護者への対応といたしまして、平常時から災害時要援護者の把握、地域における支援体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の充実、避難計画、避難施設等の整備などを計画しております。

以上が、富津市地域防災計画での富津市要援護者安心ネットワーク支援計画の位置づけでございますが、最初にお話ししたしましたが、

東日本大震災を受け、現在行っております富津市地域防災計画の修正作業におきまして、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業に登録されている方々はもちろん、現時点で登録されていない方々も含めた避難計画や避難施設の整備等につきまして、防災関係機関や市の関係部局との調整を進めております。本日協議会に参加されております委員の皆様におかれましても、様々なご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

つづきまして、本日皆様に配付させていただいております「津波・高潮ハザードマップ」につきまして、説明させていただきます。

ハザードマップは、東日本大震災後に市が実施した津波対策の一つで、住民の方々に津波が発生した場合における避難について、普段から考えていただき、いざという時に適切な避難行動ができることを目的に昨年の12月に作成し、全戸配付させていただきました。

皆様も既にご覧いただいたかと思いますが、津波に関する注意事項、注意報・警報の発表の内容等について掲載しております。地図部分では、富津地区・大佐和地区・天羽地区の3地区に分けまして、県が平成24年4月に公表いたしました津波浸水予測図からの最大の浸水区域を基に作成しております。

地図部分に赤・黄・緑で色分けしてある浸水区域ですが、富津岬北側の東京湾内湾では10メートルの津波は考えられないという見解で、東京湾入口の館山付近で、高さ10メートルの津波が富津岬まで到達した場合、地形等の影響を受け、減少された津波の高さとなり、津波警報発令時に発表される津波の高さは3メートルを想定しております。富津岬より南側は、大津波警報発令時に発表される津波の高さ10メートルに合わせた津波の高さであります。元禄地震の震源地である相模トラフでの地震の規模により、沿岸に10メートルの津波が来ることをシミュレーションいたしまして、作成したものでございます。

今後につきましても、あつてはならない津波災害に備えるため、ハザードマップを常日頃より参考にいただければと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

副市長	<p>防災課の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>特にないようでございますので、本日の議題は、以上で全て終了いたしました。</p> <p>事務局から他に何かございますか。</p>
刈込係長	<p>特にございません。</p>
副市長	<p>それでは、委員の皆様には長時間にわたり、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>

上記会議の記録が、実際の会議の内容と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 25 年 8 月 12 日

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会

署名委員 関谷 康男

署名委員 磯部 健一